

## 明石市市民参画条例に関する検討状況について

本市では、すべての市民に参画機会が保障され、市民との情報共有・信頼関係のもと、市政に多様な市民の意見を反映させることを基本として、市民参画の推進に取り組んでいます。

つきましては、市民参画推進会議から受けた答申を踏まえ、市が取りまとめた市民参画条例改正事項の概要等について報告します。

### 1 検討の状況

#### (1) 市民参画推進会議の開催経過

- ◇ 第1回(7月4日)  
諮問①(審議会等の委員の選任基準)に関する検討
- ◇ 第2回(8月1日)  
諮問①に関わる市民参画条例改正についての検討
- ◇ 第3回(9月5日)  
諮問②(市民参画手続の実施状況)に関する検証

#### (2) 今後の進め方

「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」から受けた提言に基づく内容でもある諮問①については、第1回及び第2回会議の中で議論を積み重ね、9月5日に答申を受けました。

今後は、現在検討を進めている「(仮称)あかしジェンダー平等の推進に関する条例」とあわせて、12月議会に市民参画条例の一部改正を提案することを予定しています。

また、諮問②に係る内容については、第3回会議から議論が始まっており、引き続き会議の中で検討を行います。

### 2 市民参画条例改正の概要

市民参画推進会議から受けた諮問①に係る答申書の内容を踏まえた、市民参画条例改正案の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 趣旨

審議会等は、特定の課題について詳細な検討を比較的小人数で行うものであり、審議された結論は政策等の策定に当たって大きな影響を持ちます。

市政の意思決定過程において、ジェンダー平等及び障害者の参画を推進し、かつ、より多様な市民の参画を推進するための一つとして、審議会等の委員の選任基準を定める規定(第12条第1項関係)について、改正を図ろうとするものです。

## (2) 改正内容

### ① 委員の男女別割合の下限を「3割」から「4割」に改正

本市のこれまでのジェンダー平等の実現に向けた取組や国の審議会等委員に係るジェンダーバランスの動き、また、昨今の国際的な視点も踏まえ、委員の男女別割合の下限を現行の「3割」から「4割」に引き上げようとするものです。

### ② 委員10人ごとに1人以上の委員を障害者とする規定を新設

本年4月に施行した「あかしインクルーシブ条例」には、その基本方針に、障害者をはじめとする多様な当事者の意思決定過程への参画を位置付けています。

本市がこれまで障害者の参画を得ながらまちづくりを進めてきた経過や、旧優生保護法により社会から排除されてきた歴史的背景も踏まえ、障害者の参画機会を確保するため、見出しの規定を新たに設けるものです。

### ③ 委員の選任にあたっては、多様性に配慮することを規定

審議会等においては、多様な意見等を反映させることが望ましく、その前提として、より多様な属性の市民が参画できることが必要です。「誰ひとり取り残さないインクルーシブなまちづくり」を進める上で、より多様な市民が審議会等に参画できることをめざす姿勢を明確にしようとするものです。

## 【参考】（現行）市民参画条例第12条

### （審議会等の委員の選任等）

第12条 市長等は、審議会等手続を実施しようとするときは、次に掲げる基準に従い、審議会等の委員を選任するよう努めるものとする。

- (1) 委員の年齢及び居住地域の構成、在職期間、他の審議会等の委員との兼職状況、男女の比率等に配慮し、市民の幅広い意見が反映されるようにすること。
- (2) 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の3割を下回らないようにすること。
- (3) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (4) 委員数は、20人以内とすること。ただし、法令に定めのある場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (5) 委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2～3 （略）

## 3 条例改正に向けた今後のスケジュール

今後、改正条例案についてパブリックコメントを実施し、広くご意見を頂き、市民参画推進会議にも市民意見等を共有した上で、12月議会へ条例議案を提案する予定です。

2022年9月22日 総務常任委員会報告

9月28日 市民参画条例改正に係るパブリックコメント開始

12月 パブリックコメントの結果報告、条例議案の議会提案

2023年4月 改正条例施行（予定）